

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 1 0 1 4 8 |
| 規制改革事項 | 創設非農用地換地取得者の範囲の拡大 |
| 提案地方公共団体等名 | 埼玉県農林部農政課 |
| 意見の要点 | 提案の趣旨は、創設換地を実際の利用者である民間企業等が換地処分により直接取得できるよう、取得者の範囲を拡大することを意図したものであるので、再度検討。 |
| 意見に対する回答 | <p>土地改良事業計画の作成段階から創設非農用地換地の一時取得者となる土地改良区等の非営利法人と民間企業が協議することにより、当該非営利法人が創設非農用地換地を取得後、即時に民間企業へ譲り渡しており、現行において対応可能。</p> <p>仮に民間企業が創設非農用地換地を直接取得するとした場合においても、換地計画の策定主体である土地改良区等と民間企業との協議が必要であり、要件緩和とはならない。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 10149、10150 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業に係る特別徴収金の免除 |
| 提案地方公共団体等名 | 島根県農林水産部 総務管理課 |
| 意見の要点 | <p>土地改良事業のうち、農地開発事業は工事完了後8年以下の場合が対象ですが、干拓事業の場合は農地取得後8年を経過するまでの間は対象とされています。</p> <p>現状にあつては畜産用施設及び農産加工施設等は特別徴収金の徴収対象となっています。</p> <p>また、除外対象案件にあつても大臣承認が必要であり、承認までに相当の期間(過去の事例で1年程度)を要するなどしていることから、手続きの緩和(協議期間の短縮を含む)ないしは、撤廃または都道府県知事への権限委譲を求めるものです。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>国営土地改良事業は、多額の国民の税金を私有財産たる農用地の効用の増加のために投下していることから、その受益地が事業の目的外に使用されることとなった場合には、本来の助成目的が損なわれることとなる。このため、目的外使用となった受益地につき投下された国や都道府県、市町村の公費を回収する特別徴収金制度が設けられている。</p> <p>しかしながら、目的外用途が一時的なものや、農業目的であったり、小規模なものである場合があるため、政令及び告示により、例外的に特別徴収金の徴収対象から除外する措置を講じてきているものである。</p> <p>したがって、国民の税金の適正な使用との観点からは、特例的な取扱いをこれ以上緩和することは困難であると考えており、提案は、この特例に即して検討されるべきものと考えている。</p> <p>ところで、提案主体からの意見では、「現状にあつては畜産用施設及び農産加工施設等は特別徴収金の徴収対象となっています。」としているが、これらの施設の詳細は不明ではあるものの、例示された畜産用施設、農産加工施設は、特別徴収金を徴収しないことを相当と認める場合としているところである(平成9年7月3日農林水産省告示第1093号)。提案主体の島根県においても平成10年に、目的外用途を畜産用施設としたものについて、特別徴収金を徴収しないとした事例がある。なお、適用除外の承認は地方農政局長に委任しており、</p> |

| | |
|-------|---|
| | 手続に要する時間の短縮化を図っているところであるが（前記の島根県の例の場合、申請から承認まで26日）、今後とも関係機関との事前の調整を密にすることにより、更なる短縮化に努めたい。 |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 10150 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業に係る特別徴収金の免除 |
| 提案地方公共団体等名 | 広島県世羅郡世羅町 産業振興課 |
| 意見の要点 | <p>事業計画の規模によっては「一定基準に該当するときは……」をどこまで拡大できるかが焦点と考えられる場合もある。</p> <p>この点が検討されないと「構造改革特区」の意味を持たないと思う。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>国営土地改良事業は、多額の国民の税金を私有財産たる農用地の効用の増加のために投下していることから、その受益地が事業の目的外に使用されることとなった場合には、本来の助成目的が損なわれることとなる。このため、目的外使用となった受益地につき投下された国や都道府県、市町村の公費を回収する特別徴収金制度が設けられている。</p> <p>しかしながら、目的外用途が一時的なものや、農業目的であったり、小規模なものである場合があるため、政令及び告示により、例外的に特別徴収金の徴収対象から除外する措置を講じてきているものである。</p> <p>したがって、国民の税金の適正な使用との観点からは、特例的な取扱いをこれ以上緩和することは困難であると考えており、提案は、この特例に即して検討されるべきものと考えている。</p> <p>ところで、広島県世羅郡世羅町等が作成した構造改革特区提案書においては、「畜産施設等への転用は同じ農業経営に連なるものであり、目的外用途とみなされないよう、解釈の拡大を要望する」としているが、これらの施設の詳細は不明ではあるものの、農業経営上必要な施設については、特別徴収金を徴収しないことを相当と認める場合としているところであり、解釈の拡大をする必要はない。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 10151 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業における受益地の変更手続きの緩和 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道余市郡赤井川村 赤井川村役場産業課 |
| 意見の要点 | <p>今まで事業完了後の受益地の変更は土地改良法上不可能と理解していたが、「現行制度でも可能である。」との回答である。具体的に事業が完了した後の受益地の変更は土地改良法上の手続き上どのように行うのか？国(北海道開発局)が事業主体のため国が実施することとなるのかお伺いしたい。</p> <p>赤井川村の場合既に国営事業が完了しているため、土地改良法上は維持管理事業(維持管理計画)の変更として取り扱われるのかお伺いしたい。</p> <p>維持管理事業の変更となると水利権との関係が出てくるが、現実的にこれらの事務手続きが完了地区で実施されているのかお伺いしたい。</p> <p>* 何故このような質問をするかということ、現在平成17年度完了を目標に道営事業により末端整備を進めているが、・・・末端整備が完了する前に合法的な受益地の変更を簡素な事務手続きにより実施できれば、より有効な水利用が確立できるという趣旨からである。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>及び について</p> <p>国営事業完了後の受益地の変更は、維持管理事業(維持管理計画)の変更として行われ、その管理主体が手続きをとることになります。</p> <p>について</p> <p>完了地区であっても水利権の変更は可能であり、関係機関との調整を経て行われています。</p> <p>なお、現在道営事業を実施中とのことですが、維持管理事業の変更は道営事業の実施とも密接に関連することが想定されますので、北海道庁と綿密な連絡・調整を行うことが必要と思われます。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改善改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 10152 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業により造成された土地改良財産(国有財産)を共有化する際の費用負担の免除及び手続の簡素化 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道農政部農政課 |
| 意見の概要 | <p>農業用ダムの他目的利用に関する要望があるにもかかわらず、現時点で実現した事例がない。</p> <p>費用負担の免除等は、新たな予算措置が必要となるものではなく、既存施設の有効活用の促進に効果的な措置である。</p> <p>地元農家等に不利益を与えたり混乱を招くのであれば、対象施設を地元農家負担のない施設又は共有持分の対価の大半を占める国費分だけの免除等の限定を行う。</p> <p>共有持分の対価としての費用負担の免除が困難であれば、市町村が行う水道事業については、使用料(建設費相当分の国費)を無償とする条件で使用を許可するなど再度検討願いたい。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>について</p> <p>これまで全国13地区(うち上水11地区)において国営土地改良事業で造成された農業用ダム等の共有持分の付与が行われ、当該施設の有効利用が図られているところである。</p> <p>及び について</p> <p>共有持分の付与制度は規制ではない中で、正当な対価の免除又は一部の免除を行うことは、国有財産である土地改良財産の処分であり費用負担の免除は実質上の助成と考えている。また、これまで実施した地区及び今後予定する地区と異なる取扱いをすることとなるので、全国的な混乱を招くこととなり適当ではない。</p> <p>について</p> <p>土地改良財産である農業用ダム等を水道事業の用に供するものとしては、土地改良法第94条の4の2第2項に基づく共有持分の付与の規定ほか、同条第1項に基づく他目的使用等の規定がある。</p> <p>当該他目的使用等についても、共有持分の付与と同様、「本来の用途又は目的を妨げない限度」において他目的使用等を認めることとし、その際、利用割合に応じた施設使用料として建設費負担相当額を対価として徴収することとしているのであり、国有財産である土地改良財産の使用に伴う適正な対価を負担するもので、共有持分の付与と同様に規制ではない。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改善改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 1 0 1 5 2 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業により造成された土地改良財産(国有財産)を共有化する際の費用負担の免除及び手続の簡素化 |
| 提案地方公共団体等名 | 北海道余市郡赤井川村 赤井川村役場産業課 |
| 意見の概要 | <p>ダムのデッドウォーター部分の水利用が河川管理者から許可された場合であっても共有部分として建設費等の負担が発生することとなり、土地改良法第94条の4の2の手続きを行えば、当該デッドウォーター部分を利用することは可能か。</p> <p>該当する条文は規制でないため免除は規制緩和に当たらず、特区の概念とは違うということなのか。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>について</p> <p>ダム堆砂容量(デッドウォーター部分)は、ダムの耐用年数期間の有効貯水量を確保するために必要不可欠な容量であり、いずれ消滅するものであるため、当該部分を含めたダムの共有持分の付与による利用はできない。</p> <p>について</p> <p>貴見のとおり、土地改良法第94条の4の2に基づく共有持分の付与制度は規制ではなく、本来の用途又は目的を妨げない限度において制度活用に係る手続きを定めているものであり、その際、共有持分の付与に伴う費用負担を必要とするのは正当な対価と認識しているものである。</p> <p>したがって、構造改善特区の構想となる「規制緩和」には該当しないものである。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改善改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|---|
| 管理コード | 1 0 1 5 2 |
| 規制改革事項 | 国営土地改良事業により造成された土地改良財産(国有財産)を共有化する際の費用負担の免除及び手続の簡素化 |
| 提案地方公共団体等名 | 広島県世羅郡世羅町 産業振興課 |
| 意見の概要 | <p>ダム整備費用の地元負担分は関係町において負担しており、水源の一部を他用途に転用しても入植農家の不利益とならない。また、国営事業参加者以外が土地改良財産の共有化に加わる場合に、正当な対価を負担するのは当然であり規制でないことも理解している上で、関係自治体がダム余裕水を他目的(上水道への利用)に利用する場合の国費相当額の免除と手続の簡素化を再度願います。</p> <p>ダムの管理費に関係町の多大な一般財源支出をしているのが現状であるので、農業用水を上水等に転用することは、同じ公共目的に通じ、かつ上水施設への新たな投資を軽減できるとともに、水資源の有効活用が図られる。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>これまで全国13地区(うち上水11地区)において国営土地改良事業で造成された農業用ダム等の共有持分の付与が行われ、当該施設の有効利用が図られているところであり、共有持分の付与制度は規制ではない中で、対価の免除を行うことは、これまで実施した地区及び今後予定する地区と異なる取扱いをすることとなるので、全国的な混乱を招くこととなり適当ではない。</p> <p>なお、共有持分の付与に係る手続の簡素化については、既に回答しているとおり関係機関等との事前協議を積極的に進め円滑化に努めることとしている。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|----------------|--|
| 管理コード | 10153 |
| 規制改革事項 | 埋立予定地等使用処分計画の変更手続きの簡素化及び協議期間の短縮 |
| 提案地方公共 団体等名 | 島根県農林水産部 総務管理課 |
| 意見の要点 | <p>農政局に権限委譲されているものの、実務上は農水本省関係課との協議を経た後に処理されているため、協議開始から承認を得るまでに期間を要しています。</p> <p>協議期間の大幅短縮を求めるものであります。</p> |
| 意見に対する 回答 | <p>埋立予定地等使用処分計画の変更承認については、地方農政局長に権限を委任しており、農林水産本省関係課との協議は不要であることから、今後は農政局の権限に基づき効率的な審査に努めたい。</p> <p>また、変更承認に要する期間の短縮については、農地保有合理化法人から申請書が提出されてから約1箇月で承認がなされているところであるが、内容によっては、時間を要している例もある。関係機関との連携を密にし、効率的な審査を行うことにより期間短縮を図りたい。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 10154 |
| 規制改革事項 | 土地改良事業における非農用地面積要件の緩和 |
| 提案地方公共団体等名 | 埼玉県農林部農政課 |
| 意見の要点 | 土地改良事業は、農用地の改良・保全、優良農地の確保のみならず、土地利用調整の役割も持っている。土地利用調整において、3割の枠を弾力的に運用することが、土地改良事業の持つ役割をさらに発揮するものと考えるので、再度検討。 |
| 意見に対する回答 | <p>非農用地区域の面積を土地改良事業の施行地域の3割を超えて設定することは、農用地の改良、保全等のため実施する土地改良事業としてはなじまない。</p> <p>現行においても、農地転用(土地改良事業の地区から除外)と組み合わせて、土地改良事業において非農用地区域を設定することにより、3割を超えた一団の非農用地を捻出することが可能。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |

(様式) 構造改革特区構想の提案主体からの意見に対する回答

| | |
|------------|--|
| 管理コード | 10155 |
| 規制改革事項 | 土地改良事業における非農用地面積要件の緩和 |
| 提案地方公共団体等名 | 京都府農林水産部耕地課 |
| 意見の要点 | <p>純然たる農村地域と都市近郊地域とでは自ずと整備手法、整備水準が異なるはずであり、地域性に即した非農用地制限が設定されるべきであるという提案趣旨であり、再度検討。</p> <p>回答では、現行制度の十分な活用により対応可能とされるが、具体的にどのような手法であるのか回答されたい。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>非農用地区域の面積を土地改良事業の施行地域の3割を超えて設定することは、農用地の改良、保全等のため実施する土地改良事業としてはなじまない。</p> <p>なお、現行の3割の考え方は、都市近郊地域を念頭に置いた上限値である。</p> <p>現行においても、農地転用(土地改良事業の地区から除外)と組み合わせて、土地改良事業において非農用地区域を設定することにより、3割を超えた一団の非農用地を捻出することが可能。</p> |
| 担当省庁名 | 農林水産省 |